

# 第1章 【特集】 オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

## はじめに

オウム真理教は、かつて、宗教法人を隠れ蓑にしながら武装化を図り、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等数々の凶悪事件を引き起こしました。一連の事件後、警察の取締りのほか、宗教法人法に基づく解散命令等で打撃を受けたものの、依然として松本の説いた教義を存立の基盤として活動を継続しています。

現在、教団は、青年層を中心に教団名を伏せた勧誘等で信者を獲得し、説法会の参加費や布施の徴収等で資産を増やしています。平成30年7月、松本ら13人に対し死刑が執行されましたが、その後もこれまでと変わりなく、主流派は、松本への絶対的帰依を強調して活動し、一方の上祐派は、松本からの脱却を強調し松本の影響力がないかのように装って組織の維持を図っています。

ここでは、教団による凶悪事件を振り返り、最近の動向と警察の取組を紹介します。

## オウム真理教による一連の凶悪事件

### ■ 教団の武装化

教団は、様々な既成宗教の考え方を部分的に取り入れながら、松本独自の解釈を加えて教義を確立してきました。その中には、教団の利益に合致すれば、殺人さえも教団の救済活動として許されるという極めて反社会的なものもあります。この教義が教団の武装化に大きな影響を及ぼしました。



教団施設内から発見された自動小銃（時事）

教団は、理想郷の建設を目指す「日本シャンバラ化計画」を実現するためには、松本が統治する祭政一致の専制国家体制を樹立する必要があるとして、平成2年2月の衆議院議員総選挙に際し、政治団体「真理党」を結成して松本及び信者らが立候補しましたが、全員落選しました。また、教団施設建設のため、熊本県阿蘇郡波野村（当時）へ進出しましたが、地元住民による反対運動に遭い、同年10月には国土利用計画法違反等により施設への強制捜査を受け、信者が逮捕されました。

教団は、これらを国家権力による弾圧と捉え、教団の存続と勢力拡大のためには、国家権力を打倒する必要があるとして、自動小銃、化学兵器等の開発とこれらの量産を計画するなど、急速に武装化を進めていきました。

このように教団が武装化を推進できた要因としては、

- 殺人さえも善業とみなす反社会的な教義に基づいた活動をしていたこと。
- 絶対的権威である松本を頂点とした上意下達組織が形成されていたこと。
- 現世における一切の関わりを絶つという徹底した閉鎖性を有していたこと。
- 武装化を可能とする人的・財政的基盤を有していたこと。

が挙げられます。

# 第1章 【特集】 オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

## ■ 教団による凶悪事件

教団では、かつて、教団からの脱会を表明した信者や教団施設から信者を連れ出そうとした元信者をリンチにより殺害したり、信者に薬物を投与し、イニシエーションと称する宗教的儀式を実施したりするなどして、信者の獲得や脱会防止、信者の結束を図っていました。

また、活動資金を得るため、多額の財産を有している在家信者等を強引に出家させ、その財産を教団に寄附させていました。こうした中で公証役場事務長逮捕・監禁致死事件をはじめとする数々の逮捕・監禁事件、営利略取事件等を引き起こしました。

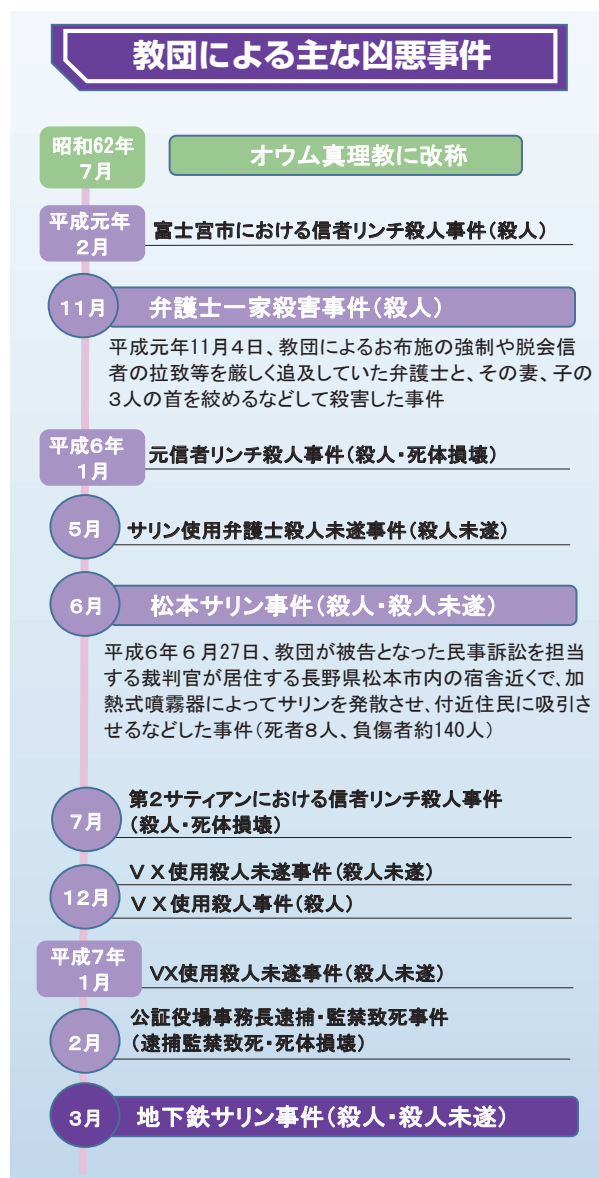
これと並行して、教団は、教団活動に対する障害を取り除こうとして、対立していた弁護士等を殺害し、また、武装化した上、警察の捜査活動に打撃を与えることを企図して、有毒ガスにより多数の人を無差別に殺傷する事件を引き起こすなど、社会に対する攻撃活動を展開しました。

## ■ 地下鉄サリン事件

教団は、平成7年2月28日、公証役場事務長を逮捕・監禁して死亡させる事件を引き起こしました。この事件は犯行直後に発覚し、警察が捜査を開始する中、同事件が教団による犯行であるとの報道もなされ、松本は、大規模な強制捜査が実施されるとの危機感を抱きました。

このため、教団は、捜査をかく乱させる目的で、松本サリン事件で効果を実証済みであったサリンを、警視庁等の官庁が付近に集中する霞ヶ関駅を通る地下鉄車両内で散布することを計画しました。そして、同年3月20日午前8時頃、教団信者5人が、現東京メトロ千代田線、日比谷線及び丸ノ内線の3路線を走る計5本の列車内で、サリンの入ったナイロン袋を傘で突き破り、サリンを発散させ「地下鉄サリン事件」を引き起こしました。

この事件により、**13人が死亡、5,800人以上が傷害を負うなど、大きな被害が発生しました。**地下鉄サリン事件は、化学兵器用のサリンを使用した世界にも類をみない残虐な無差別テロとして、国内外に大きな衝撃を与えました。



# 第1章 【特集】 オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

## 地下鉄サリン事件後の動向

### ■ 教団に対する取締りと解散命令、破産宣告等

警察は、地下鉄サリン事件以降、平成7年3月に、主要拠点であった山梨県西八代郡上九一色村（現富士河口湖町）の教団施設等に対する一斉捜査を実施したのを皮切りに、全国警察を挙げて教団による一連の事件の捜査を徹底しました。その結果、同年5月に松本を逮捕したほか、8年末までに400人以上の教団信者を逮捕しました。

教団は、こうした徹底した取締りのほか、7年から8年にかけての宗教法人法に基づく解散命令や破産法に基づく破産宣告により、大きな打撃を受けました。一方、公安調査庁が破壊活動防止法に基づく解散指定の請求を行い、公安審査委員会の審査が行われましたが、9年1月に請求は棄却されました。



上九一色村の教団施設の捜索に入る捜査員（時事）

### ■ 教団の再建と団体規制法の適用

教団は、破壊活動防止法の手続の進行中は活動を控えていましたが、その棄却後は、世論の動向を見極めつつ再び活動を活発化させ、複数の幹部と松本の子を中心とする集団指導体制の下、コンピュータ関連企業による資金獲得活動等により、組織の再建を図りました。また、平成11年頃には、繁華街で街頭パフォーマンスを繰り広げるなどし、復活をアピールしました。

このような動きに対し、進出先の地域住民が活発な進出阻止運動を展開し、教団に対する批判の気運や警戒感が社会全体に広がりました。そのため、教団は11年9月、オウム真理教の名称使用を停止すること、対外的な宗教活動を全面的に休止することなどを柱とする「休眠宣言」を行い、批判をかわそうとしました。

こうした中、同年12月には、教団に対する厳しい批判を背景に、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）<sup>(注)</sup>が成立しました。公安審査委員会は、12年1月、同法に基づき、教団を3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の決定を行い、同年2月、処分が発効しました。



11年当時 住民による抗議デモ（時事）

(注)：公安審査委員会は、30年1月22日、同法に基づき、教団に対する観察処分の期間を3年間（33年（2021年）1月末まで）更新する決定（6回目）を行った。

## 第1章 【特集】 オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

### ■ 団体規制法成立後の動向と内部分裂

教団は、団体規制法の成立後、上祐史浩を実質的なトップとし、平成12年1月、名称を「宗教団体・アレフ」<sup>(注)</sup>と変更し、松本の位置付けを「観想の対象・霊的存在」としたほか、事件の被害者への補償に合意するなど、松本の影響力の払しょくを装いながら、これまでの教団とは異なる存在であることを強調し、教団の存続を目指すための対策を進めました。

上祐は14年1月には、正式に代表に就任した旨表明しましたが、観察処分の期間更新が決定された15年頃から、教団の運営方針をめぐり、松本への絶対的帰依を強調したい派閥（主流派）と、松本の影響力の払しょくを装いたい上祐代表を支持する派閥（上祐派）との間で意見対立が生じました。こうした意見対立は、次第に深まって顕在化し、18年7月から、施設の棲み分けや会計の分離が行われました。そして、19年3月、上祐及びこれを支持する複数の信者が教団を脱会して新たな団体を設立する旨表明し、同年5月には、新たに「ひかりの輪」を設立して、教団は主流派と上祐派に内部分裂しました。

### ■ 内部分裂後の動向

内部分裂後、**主流派は**、平成20年5月に綱領、規約等を改正し、名称を「Aleph(アレフ)」に改めるとともに、松本の写真や教材の使用を制限する規定を削除するなど、原点回帰を強めました。同派は、松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾るなど、**松本への絶対的帰依を強調して活動**しています。

このような中、同派では、25年10月頃から、松本の妻が二男の教団復帰を画策したことに對して、三女が全国の幹部信者に復帰反対を訴えたことに端を発し、内部対立が生じました。同派では、対立の進展に伴って、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とする執行部により処分を受けるなどした信者の一部が、「Aleph(アレフ)」とは一定の距離を置いた活動を始めました。

一方、**上祐派は**、ウェブサイト過去の反省・総括を掲載したり、各種メディアを通じ、松本からの脱却を強調したりして、**松本の影響力がないかのように装って活動**するようになり、現在も「開かれた教団」や組織の刷新をアピールして観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っています。



主流派施設内の状況

(注): その後、15年2月には、更に名称を「アーレフ」と変更した。

# 第1章 【特集】 オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

## 最近の動向と対策

### ■ 死刑の執行とそれをめぐる動向

教団による一連の事件では、地下鉄サリン事件等13事件の首謀者として平成18年9月に死刑が確定した松本をはじめ、13人の死刑が確定していましたが、30年7月6日及び26日、13人全員が死刑が執行されました。

教団は、その4か月前の30年3月、主流派が「麻原尊師らの死刑執行を強行しようとしているのでしょうか。もしそうであるならば、取り返しのつかない重大な禍根となるでしょう」というコメントを発し、死刑の執行に強い懸念を表明していました。

死刑の執行後、主流派は、信者の動揺を抑えるため、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、引き続き、同人の説いた教義に沿った運営を続けているものとみられます。これまでのところ、教祖の地位が別の人物に継承される動向は認められず、指導体制に大きな変化はみられません。

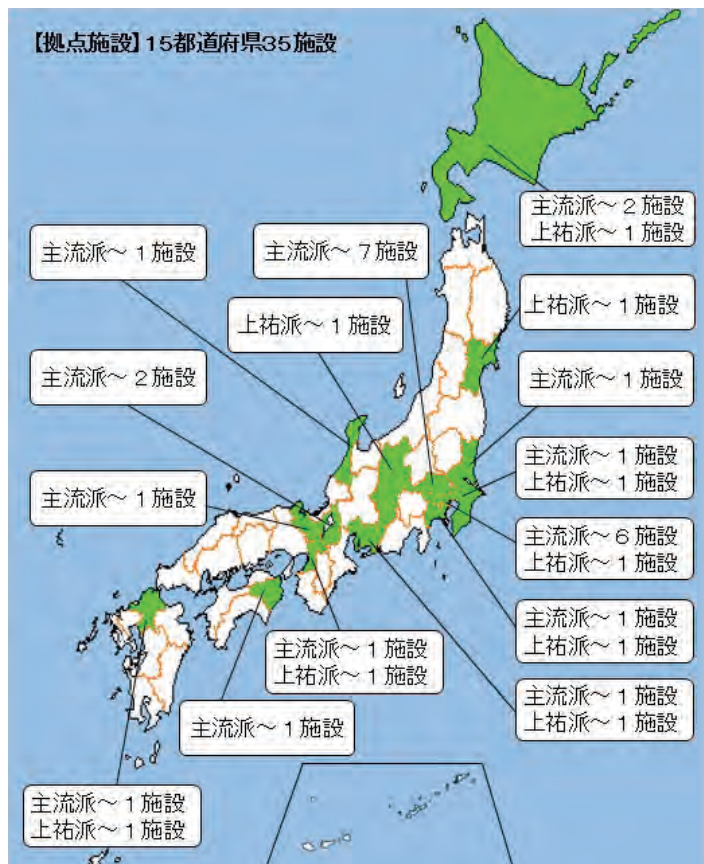
一方、上祐派は、事件後20数年ないし30年が経過した今もお完済されない被害補償や凶悪事件の再発防止に一層取り組むことを強調しつつ、松本の影響から脱した危険性のない団体であるとのアピールに努めています。

### ■ 組織の現状

現在、教団は**15都道府県に35か所の拠点施設**を有し、信者数は、合計で約**1,650人（出家約300人、在家約1,350人）**とみられます。

教団は、在家信者を対象とした説法会や「集中セミナー」等の行事を実施して参加費や布施を徴収することで多額の資金を集め、資産を増加させています。

近年、主流派は教団名を隠して勧誘を行うことで新たな信者を獲得しています。上祐派は、拠点施設で開催する上祐代表の説法会や各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事への参加をウェブサイト等で呼び掛けて、信者獲得を図っています。これにより、信者数は横ばいで推移しています。



オウム真理教の拠点施設

# 第1章 【特集】 オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

## ■ 教団による組織的違法行為の取締り

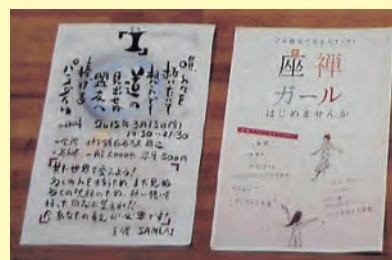
警察では、凶悪事件を再び起こさせないため、教団の実態解明に努めるとともに、厳正な取締りを推進しています。

平成30年中は、教団名を隠して勧誘活動を行い、入会契約時に契約書等の必要書面を交付しなかった**主流派出家信者を特定商取引に関する法律違反で検挙**しました（1月、北海道）。また、教団の施設として使用する目的を告げずにマンションを借りた**主流派出家信者を詐欺で検挙**しました（2月、京都）。こうした捜査を通じ、教団が教団名を伏せて信者の勧誘や施設の確保を行っている実態が明らかとなっています。

### 【事例】 主流派「Aleph(アレフ)」による勧誘活動の例

**導 入** ○ 家族や知人への働きかけ、路上や書店における声掛け、SNSでの呼び掛け等により、教団による一連の事件を知らない青年層を中心に接近する

**人間関係の構築** ○ 連絡先を交換してカフェでのお茶会等に誘い、教団名を伏せた仏教の勉強会やヨガ教室に参加させ人間関係の構築を図る  
○ サクラの信者1、2人が勉強会やヨガ教室に参加して悩み事を聞くなどし、一般参加者であるように装って被勧誘者の抵抗感を取り除く



**入 信** ○ 教団名を徹底して伏せた上、一連の事件は国家ぐるみの陰謀と説明するなどして、教団に対するイメージを変化させていき、抵抗感がなくなったことを確認した段階で初めて教団名を告知して入信させる

## ■ 地域の動向と警察の対応

教団施設が所在する地域の中には、教団の活動に対する不安が強く、教団の進出に反対する住民が対策組織を結成しているところも見られます。

警察では、地域住民の平穏な生活を守るため、住民や地方公共団体の要望を踏まえながら、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を行っています。また、教団による一連の凶悪事件に対する記憶の風化を防止するため、教団の現状や教団の組織的違法行為の検挙事例、警察による警戒活動の状況等の情報を発信しています。